

1. 基本的な事項

(1) 十和田市の概況

1) 自然的条件

① 位置と地勢

本市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、東部に位置する旧十和田市区域は、標高 70m 前後の三本木原台地が広がり、十和田湖を源とする「奥入瀬川」、人工河川「稻生川」など、多数の河川が台地を横断し太平洋へと流れています。当該区域は、古い歴史を有する農村地帯と「近代都市計画のルーツ」といわれる整然と区画された市街地とで形成されています。

西部には、過疎地域とみなされている面積 408.87 km²の旧十和田湖町区域があり、縦走する奥羽山脈の大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などの山地が広がり、その西南には面積 61.10 km²、海拔 400m、水深 326.8m の十和田湖（二重カルデラ湖）があります。区域の大半は十和田八幡平国立公園に含まれ、国の特別名勝及び天然記念物に指定されている十和田湖と奥入瀬溪流があります。

また、本市の骨格を形成する幹線道路として、首都圏と青森市を結ぶ国道 4 号や本市と八戸市方面を結ぶ国道 45 号、十和田湖へ連絡する国道 102 号などの国道が東西南北に走っています。

② 気象

本市は太平洋側気候に属しており、東部は年間を通じて降水量が少なく、比較的穏やかな気候となっています。

積雪量は、県内にあっては少ない地域に属するものの、旧十和田湖町区域は特別豪雪地帯に指定されています。

気象概況(青森地方気象台)

[十和田観測所]

	年平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	年間降水量 (mm)	日照時間 (h)
平成 28 年	10.1	35.0	-14.3	1,231.0	1,826.2
平成 29 年	9.7	35.1	-14.5	1,068.0	1,858.8
平成 30 年	10.0	34.5	-15.7	1,225.5	1,812.2
令和元年	10.2	34.2	-15.0	844.5	1,994.9
令和 2 年	10.4	35.1	-16.1	1,236.5	1,676.1
平均	10.1	34.8	-15.1	1,121.1	1,833.6

〔休屋観測所〕

	年平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	年間降水量 (mm)	日照時間 (h)
平成 28 年	8.2	32.5	-11.8	1,710.0	1,380.2
平成 29 年	7.8	30.8	-13.4	1,775.0	1,358.9
平成 30 年	8.2	32.3	-13.3	1,800.0	1,389.5
令和 元年	8.5	32.6	-11.4	1,211.5	1,543.6
令和 2 年	8.6	32.8	-11.7	1,542.0	1,268.0
平均	8.3	32.2	-12.3	1,607.7	1,388.0

2) 歴史的条件

旧十和田市区域の歴史は、古くは縄文時代に遡ります。平安・鎌倉期からの歴史を有する農村地域と、安政 6 (1859) 年の稲生川上水等によって拓かれた市街地で形成されています。

昭和 30 (1955) 年 2 月に「三本木町」「大深内村」「藤坂村」が合併し、「三本木市」となり、同年 3 月には「四和村」が編入、昭和 31 (1956) 年 10 月には「十和田市」と改称しました。

旧十和田湖町区域は、藩政時代は南部藩に属し、享保 20 (1735) 年の代官所設置に伴って、奥瀬地区、沢田地区は五戸代官所に、法量地区は七戸代官所の統治下に置かれました。

明治 4 (1871) 年の廃藩置県によって 3 地区は「斗南県」に編入となり、明治 12 (1879) 年に「法量村」「奥瀬村」「沢田村」として独立しました。明治 16 (1883) 年には行政区域の改正により 3 か村を併合しました。明治 22 (1889) 年の町村制の施行により、3 か村の頭文字をとって「法奥沢村」と改称しました。

昭和 6 (1931) 年には「十和田村」と改称し、昭和 30 (1955) 年 4 月に町村制の施行によって「十和田町」となりました。昭和 50 (1975) 年 4 月、町村 20 周年を機に、景勝地十和田湖を有する町として「十和田湖町」と改称しました。

そして、「十和田市」「十和田湖町」が平成 17 (2005) 年 1 月に新設合併し、現在の「十和田市」に至っています。

3) 社会経済的諸条件

① 土地利用

本市の面積は、725.65 km²で、県内で 3 番目に広い市域面積を有しています。

旧十和田湖町区域は、稲作や園芸作物に取り組む農業振興地域と、牧場や草地造成等による畜産や林業振興地域、ゴルフ場等のリゾート地域、十和田八幡平国立公園を中心とする観光地域、国道及び県道沿線の住居地域で構成されています。平成 22 (2010) 年度から令和 2 (2020) 年度までの年度別土地利用面積の推移状況をみると、畑や牧場、原野などの土地利用が減少傾向にあります。

旧十和田市区域では、田・畑・山林は総面積の約 60%を占めています。平成 22(2010)年度から令和 2 (2020) 年度までの年度別土地利用面積の推移をみると、道路網の整備や住宅地などの都市的土地利用への転換が進み、田や牧場、原野などの土地利用は減少傾向を示しています。

年度別土地利用面積

「旧十和田湖町区域」
(単位:ha, %)

	平成 22 年度		平成 27 年度		令和2年度	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
田	1,742	4.3	1,745	4.3	1,712	4.2
畑	524	1.3	433	1.1	443	1.1
宅地	285	0.7	292	0.7	287	0.7
山林	32,161	78.7	32,197	78.7	32,362	79.1
牧場	290	0.7	289	0.7	247	0.6
原野	677	1.6	673	1.6	489	1.2
その他	5,209	12.7	5,258	12.9	5,347	13.1
計	40,888	100.0	40,887	100.0	40,887	100.0

「旧十和田市区域」
(単位:ha, %)

	平成 22 年度		平成 27 年度		令和2年度	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
田	7,346	23.2	7,311	23.1	7,121	22.5
畑	2,539	8.0	2,562	8.1	2,705	8.5
宅地	1,592	5.0	1,708	5.4	1,780	5.6
山林	8,782	27.7	8,758	27.6	9,052	28.6
牧場	193	0.6	191	0.6	156	0.5
原野	1,609	5.1	1,598	5.0	825	2.6
その他	9,618	30.4	9,550	30.2	10,039	31.7
計	31,679	100.0	31,678	100.0	31,678	100.0

資料:十和田市固定資産概要調書

※平成 27 年度以降の市総面積は平成 26 年の国土交通省国土地理院の面積計測方法変更により 72,565ha となります。

② 人口及び世帯

本市の人口及び世帯数は、平成 27 (2015) 年 10 月 1 日現在 (国勢調査) で 63,429 人及び 25,487 世帯となっています。

旧十和田湖町区域の人口は、昭和 35 (1960) 年において 10,870 人でしたが、昭和 50 (1975) 年には 8,701 人、平成 2 (1990) 年には 7,186 人、平成 17 (2005) 年には 5,623 人、平成 27 (2015) 年には 4,263 人と減少を続けています。

また、本区域の世帯数については、昭和 35 (1960) 年において 1,736 世帯、昭和 50 (1975) 年には 1,841 世帯、平成 2 (1990) 年には 1,986 世帯であったものが、平成 17 (2005) 年は 1,841 世帯、平成 27 (2015) 年には 1,492 世帯と近年は減少しています。

世帯当たりの構成人員をみると、昭和 35 (1960) 年の 6.3 人から平成 27 (2015) 年には 2.9 人と縮小しており、核家族化が進行しています。

人口及び世帯数

(単位:人,戸)

区分	人口			世帯数	世帯当たりの 構成人員
	男	女	計		
昭和 35 年	5,445	5,425	10,870	1,736	6.3
	27,443	28,789	56,232	10,422	5.4
昭和 50 年	4,131	4,570	8,701	1,841	4.7
	30,622	32,444	63,066	17,461	3.6
平成 2 年	3,437	3,749	7,186	1,986	3.6
	32,887	35,210	68,097	21,743	3.1
平成 17 年	2,681	2,942	5,623	1,841	3.1
	32,805	35,554	68,359	25,358	2.7
平成 27 年	2,038	2,225	4,263	1,492	2.9
	30,084	33,345	63,429	25,487	2.5

[上段:旧十和田湖町,下段:十和田市全体]

資料:国勢調査

③ 産業の概要

市全体の平成 27 (2015) 年における産業別就業人口は、第 3 次産業が最も多く 20,510 人、次いで第 2 次産業 6,821 人、第 1 次産業 3,767 人の順となっています。

旧十和田湖町区域の平成 27 (2015) 年における産業別就業人口は、第 3 次産業が最も多く 1,357 人、次いで第 1 次産業 610 人、第 2 次産業 442 人の順となっています。

旧十和田湖町区域では、第 1 次産業の農林畜産業と第 3 次産業の観光・レクリエーション産業が基幹産業となっていますが、第 1 次産業は、経営農地規模が小さな零細農家が多く、加えて、兼業化の進行や、農業従事者の高齢化と後継者不足等により厳しい環境にあり、年々、農家人口は減少しています。

また、第 3 次産業の就業人口についても減少傾向にあります。

産業別就業人口

(単位:人, %)

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総数	5,844	100.0	5,079	100.0	4,195	100.0	3,177	100.0	2,409	100.0
	26,978	100.0	32,098	100.0	34,966	100.0	34,704	100.0	31,098	100.0
第1次 産業	3,901	66.8	2,321	45.7	1,318	31.4	774	24.4	610	25.3
	16,307	60.5	11,178	34.8	7,317	20.9	4,740	13.7	3,767	12.1
第2次 産業	692	11.8	581	11.4	840	20.0	666	21.0	442	18.4
	3,167	11.7	5,891	18.4	8,892	25.4	8,467	24.4	6,821	21.9
第3次 産業	1,251	21.4	2,177	42.9	2,037	48.6	1,737	54.6	1,357	56.3
	7,504	27.8	15,029	46.8	18,757	53.7	21,497	61.9	20,510	66.0

[上段:旧十和田湖町, 下段:十和田市全体]

※第3次産業は、分類不能の産業を含みます。

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

資料:国勢調査

4) 過疎の状況

① 人口の動向

旧十和田湖町区域の人口が年々減少し続けたことから、昭和 55 (1980) 年 4 月 1 日に過疎地域の指定を受けています。

近年の人口動向は、平成 2 (1990) 年 7,186 人、平成 7 (1995) 年 6,728 人、平成 12 (2000) 年 6,267 人、平成 17 (2005) 年 5,623 人、平成 22 (2010) 年 4,884 人、平成 27 (2015) 年 4,263 人となっており、なお減少傾向にあります。

② 主な要因

旧十和田湖町区域の人口減少の要因としては、第 1 に、若年者の希望する就業の場が少ないこと、また、景気の低迷により奥入瀬溪流温泉や十和田湖畔地区の観光・レクリエーション産業等への就業機会が減少したことによって、近隣市町村や県外に就労の場を求めて転出していることや、買い物等の日常生活を送る上での利便性の面から、他地域へ転出していること等による社会減があげられます。

第 2 には、出生率の低下等による自然減があげられます。

③ 旧過疎法等に基づく対策と評価

旧十和田湖町区域は、昭和 55 (1980) 年に過疎地域の指定を受け、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、こ

れまでに産業振興策をはじめ、交通通信体系の整備や教育振興策など、過疎地域の自立促進に資する各種施策を推進してきました。

また一方で、緊急度の高い事業を優先させるなど、財政状況を勘案した上で適正規模の取組を進めてきたところです。

この結果、下水道整備や道路整備などのインフラ整備が着実に推進され、都市部との格差に改善がみられるなど、住民福祉の向上が図られてきています。

しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかかっておらず、若者の流出を主要因とした少子高齢化が進行しています。

④ 現状と課題

旧十和田湖町区域は過疎地域の指定を受けて以降、過疎地域振興計画、過疎地域活性化計画、過疎地域自立促進計画に基づき、若者定住対策事業として、奥入瀬ろまんパークの整備をはじめ、町営住宅の整備、小・中学校、幼稚園の施設・設備の整備、十和田湖診療所の設備の整備、消防団の施設・設備の整備、奥入瀬溪流館やふれあい広場、八甲田パノラマパークゴルフ場、ゲートボール場、十和田湖総合運動公園の改修、道路や橋梁、公共下水道、農業集落排水、簡易水道などの整備を推進し、当該区域の社会基盤の整備・充実に努めてきたところです。

また、近年では十和田湖診療所への医師確保対策や小・中学生の遠距離通学支援などのソフト事業や焼山地区活性化事業など地域の資源を活用した産業振興策にも計画的に取り組んでいます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、自治体における厳しい財政状況等を背景に、地域の担い手不足、産業基盤の弱体化、生活環境整備の立ち遅れなどが地域の活性化を図る上での大きな障害となっています。

5) 社会経済的発展の方向

① 産業構造の変化

旧十和田湖町区域における合併前の産業別総生産額（平成 15（2003）年）は、第 3 次産業が全体の 81.8%と最も高く、特に観光に係るサービス業が大半を占めています。平成 12（2000）年から平成 15（2003）年までの動向をみると、第 1 次産業と第 2 次産業は減少傾向にあり、第 3 次産業は微増傾向となっています。

十和田市全体の産業別総生産額（平成 30（2018）年）は、全体の 75.9%を第 3 次産業が占めています。平成 18（2006）年から平成 30（2018）年までの動向をみると、第 1 次産業は増加傾向、第 3 次産業は減少傾向を示しています。

産業別総生産額

「旧十和田湖町区域」
(単位:百万円, %)

区分	平成 12 年		平成 13 年		平成 14 年		平成 15 年	
	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比
第1次産業	2,181	11.0	1,490	7.4	1,417	7.3	928	4.9
農業	1,311	6.6	1,115	5.5	1,056	5.4	547	2.9
林業	869	4.4	373	1.8	360	1.8	378	2.0
水産業	1	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0
第2次産業	2,838	14.3	2,874	14.2	2,775	14.2	2,493	13.3
鉱業	55	0.3	42	0.2	36	0.2	16	0.1
製造業	384	1.9	274	1.4	373	1.9	329	1.8
建設業	2,399	12.1	2,558	12.7	2,367	12.1	2,148	11.5
第3次産業	14,862	74.8	15,832	78.4	15,315	78.5	15,336	81.8
電気・ガス・水道業	1,231	6.2	1,318	6.5	391	2.0	378	2.0
卸売・小売業	726	3.7	752	3.7	760	3.9	768	4.1
金融・保険業	299	1.5	362	1.8	402	2.1	391	2.1
不動産業	1,300	6.5	1,307	6.5	1,315	6.7	1,308	7.0
運輸・通信業	717	3.6	677	3.4	723	3.7	783	4.2
サービス業	6,877	34.6	7,890	39.1	8,125	41.6	8,177	43.6
政府サービス生産者	3,633	18.3	3,482	17.2	3,542	18.2	3,475	18.5
対家計民間非営利サービス生産者	80	0.4	45	0.2	55	0.3	56	0.3
小計	19,881	100.0	20,195	100.0	19,508	100.0	18,757	100.0
輸入品に課される税・関税	53	0.3	56	0.3	58	0.3	56	0.3
(控除)総資本形成に係る消費税	137	0.7	135	0.7	117	0.6	99	0.5
(控除)帰属利子	641	3.2	764	3.8	809	4.1	778	4.1
町内総生産	19,156	96.4	19,532	96.7	18,639	95.5	17,935	95.6

資料:平成 16 年度市町村民経済計算

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

産業別総生産額

「十和田市全体」
(単位:百万円, %)

区分	平成 18 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 30 年	
	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比
第1次産業	9,906	4.8	11,358	6.3	13,712	7.2	14,200	7.5
農業	9,605	4.7	10,999	6.1	13,240	7.0	13,744	7.3
林業	247	0.1	301	0.2	387	0.2	356	0.2
水産業	53	0.0	58	0.0	85	0.0	101	0.1
第2次産業	38,585	19.0	24,186	13.4	31,721	16.7	31,299	16.6
鉱業	1,118	0.6	410	0.2	418	0.2	328	0.2
製造業	21,157	10.4	15,128	8.4	21,992	11.6	19,846	10.5
建設業	16,310	8.0	8,648	4.8	9,311	4.9	11,125	5.9
第3次産業	154,906	76.2	144,561	80.3	144,409	76.1	143,138	75.9
電気・ガス・水道業	6,681	3.3	5,816	3.2	7,014	3.7	6,230	3.3
卸売・小売業	27,892	13.7	24,185	13.4	25,246	13.3	24,116	12.8
運輸・郵便業	10,711	5.3	9,432	5.2	8,312	4.4	8,062	4.3
宿泊・飲食サービス業	8,131	4.0	6,143	3.4	5,166	2.7	5,446	2.9
情報通信業	2,632	1.3	1,740	1.0	979	0.5	458	0.2
金融・保険業	7,827	3.8	5,794	3.2	5,890	3.1	6,055	3.2
不動産業	24,060	11.8	24,777	13.8	23,757	12.5	23,224	12.3
専門・科学技術、業 務支援サービス業	9,026	4.4	10,771	6.0	10,307	5.4	10,505	5.6
公務	14,548	7.2	13,599	7.6	14,149	7.5	14,303	7.6
教育	10,264	5.0	10,144	5.6	10,263	5.4	10,580	5.6
保健衛生・社会事業	19,046	9.4	20,034	11.1	21,389	11.3	22,512	11.9
その他のサービス業	14,089	6.9	12,127	6.7	11,938	6.3	11,648	6.2
小計	203,397	100.0	180,104	100.0	189,842	100.0	188,637	100.0
輸入品に課される税・関税	797	0.4	468	0.3	951	0.5	1,158	0.6
(控除)総資本形成に 係る消費税	1,174	0.6	865	0.5	1,639	0.9	2,234	1.2
市内総生産	203,020	99.8	179,707	99.8	189,153	99.6	187,562	99.4

資料:平成 30 年度市町村民経済計算

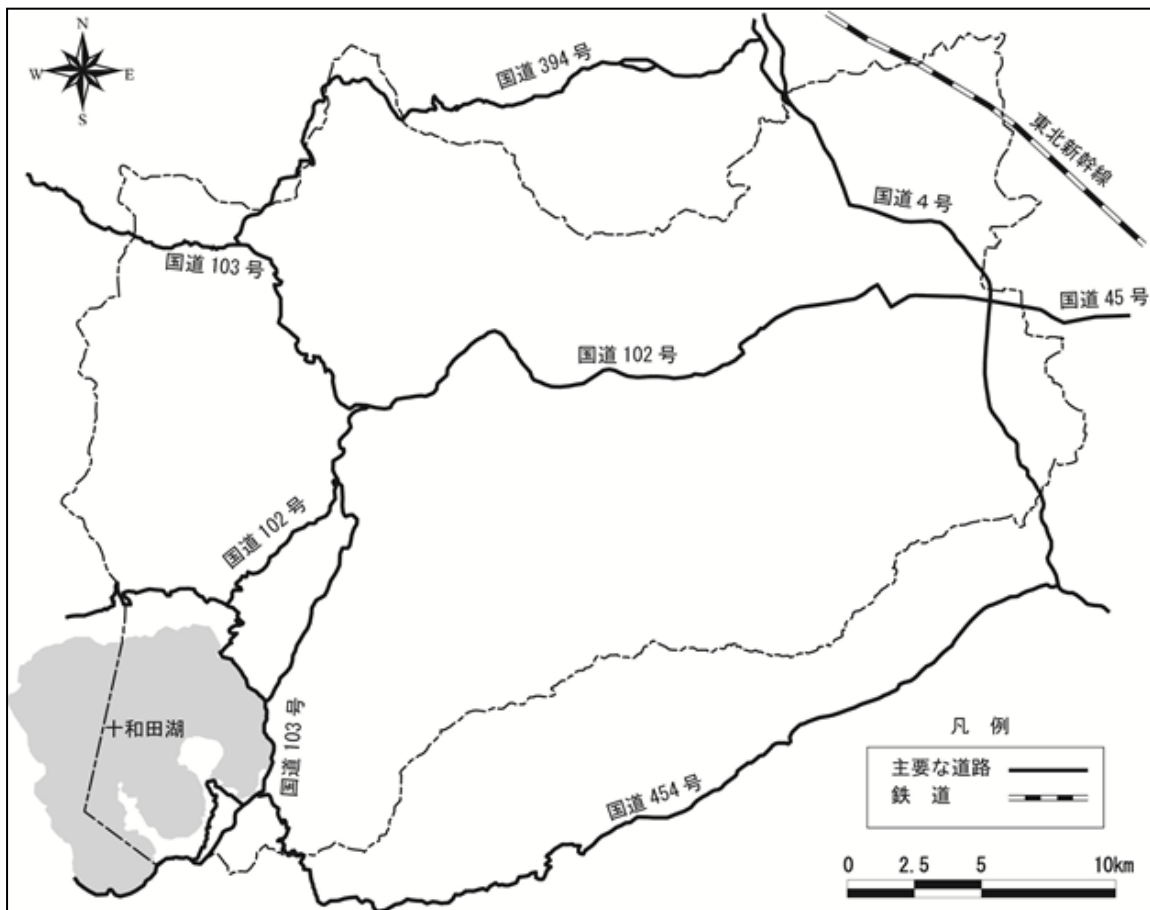
※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

② 地域の経済的な立地特性

旧十和田市区域は、南北に縦貫している国道4号に、八戸市へ至る国道45号と十和田八幡平国立公園へ至る国道102号が接続する交通の要衝となっており、上十三圏域の中心都市としての基盤的条件を有していますが、都市機能集積が比較的小規模であること等から、周辺地域との連携強化の中で、個性ある都市機能整備を推進していくことが必要となっています。

一方、旧十和田湖町区域は、国道102号が東西軸、国道103号が南北軸を成し、補完する幹線道路として国道454号、394号と3本の県道があり、この幹線道路に農林道及び生活道路が接続し交通網を形成しています。

幹線道路網の状況



また、豊かな自然環境を活かした農林畜産業及び「十和田湖」「奥入瀬溪流」「蔦温泉・猿倉温泉・谷地温泉といった温泉群」等の豊富な資源を活用した観光・レクリエーション産業が主要産業となっていることが当区域の経済的特性であり、地域社会経済の発展を図る上で、豊かな自然との調和という視点での自然環境や景観の保全・整備を推進していくことが必要となっています。

③ 青森県基本計画との関連

青森県基本計画では、県民の基盤である生活の創造・発展を志向する社会として位置付けた「生活創造社会」を目指す姿としています。

今後、本県を取り巻く社会経済環境が、人口減少と少子化、高齢化の一層の進行、労働力不足、将来訪れる超高齢化時代、グローバル化のさらなる進展などにより大きく変化し、また第4次産業革命の進展など時代の転換点を迎える中で人口が減少しても持続可能な、そして魅力ある青森県づくりを進めていくこととしています。

具体的には、引き続き県民一人ひとりの豊かな生活を支える経済的な基盤となる「生業（なりわい）」づくりを積極的に進めるとともに、「生業」によって得られた成果（収入等）をさらなるスキルアップやネットワークづくり、余暇の充実、そして人口減少下で生じる様々な社会的課題の解決に活用していくことなどにより、個人の生活や地域社会全体の生活の質の向上につなげていくこととしています。そして、そのことが、新たなサービスを提供する人の「生業」づくりや新たな人財の流入・定着を生み出していくことにもつながっていくことから、「生業」と「生活」の好循環する地域を目指し「世界が認める『青森ブランド』の確立」に向けた取組を進めることとしています。

④ 上十三・十和田湖広域定住自立圏構想との関連

上十三地域に属する、本市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村及びおいらせ町並びに秋田県小坂町の10市町村は、古くから地理的、歴史的なつながりが深く、一体的な生活圏を形成しています。

このような背景のもと、平成24（2012）年度、当該10市町村において、上十三・十和田湖広域定住自立圏形成協定を締結し、その協定に基づき、具体的な連携事業計画等を掲載した定住自立圏共生ビジョンを策定しています。現在は、平成29（2017）年度に策定した第2次共生ビジョンに掲載した具体的な事業に圏域市町村が連携して取り組んでいます。

本圏域では、人口減少、少子高齢化が進む中で、関係市町村が連携・協力し合いながら地域住民の生活機能を確保し、当圏域への人の流れの創出に努めるなど、人口減少の抑止を目指していくこととしています。

⑤ 社会経済的発展の方向

旧十和田湖町区域の基幹産業は、第1次産業の農林畜産業と第3次産業の観光・レクリエーション業です。

全国的に人口減少が進行する中において、さらにこれらの産業を発展させ、地域振興を図っていくためには、通年観光の確立と雇用の場の創出、地場産業の振興、意欲ある高齢者や女性が働きやすい労働環境づくり、若者が魅力を感じる産業づくりなどの対策が必要であり、県や関係市町村との連携・協力のもと、取組を進めることにより、持続可能で安定した人口構造への転換を図ることとしています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

1) 人口の推移

① 年齢階層別の人口の推移等

平成 27 (2015) 年における若年者人口 (15~29 歳) の割合は旧十和田湖町区域が 9.4%、十和田市全体が 13.2%となっており、昭和 50 (1975) 年と比べると旧十和田湖町区域が 14.5 ポイント、十和田市全体が 12.9 ポイント、それぞれ減少しています。

一方、老年人口 (65 歳以上) の割合は、旧十和田湖町区域が 40.3%、十和田市全体が 30.1%となっており、昭和 50 (1975) 年と比べると旧十和田湖町区域が 31.6 ポイント、十和田市全体が 23.8 ポイント、それぞれ増加しています。

旧十和田湖町区域の人口は、平成 27 (2015) 年で 4,263 人であり、平成 17 (2005) 年と比べ 24.2%の減、平成 2 (1990) 年と比べ 40.7%の減、昭和 50 (1975) 年と比べ 51.0%の減、また昭和 35 (1960) 年と比べると 60.8%の減と大幅な減少となっています。

年齢階層別では、14 歳以下の層の人口減少が最も著しく、昭和 35 (1960) 年から平成 27 (2015) 年までの間に 90.4%も減少しています。また、15 歳~64 歳の年齢階層で 66.5%減少しているのに対し、65 歳以上は 239.1%の増加となっており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

旧十和田湖町区域と旧十和田市区域の合計人口は、昭和 35 (1960) 年で 56,232 人であり、そのうち旧十和田湖町区域の人口は 10,870 人で人口の約 19%を占めていましたが、昭和 50 (1975) 年では約 14%、平成 2 (1990) 年では約 11%、平成 17 (2005) 年では約 8%、平成 27 (2015) 年では市全体の人口 63,429 人のうち旧十和田湖町区域の人口は 4,263 人となり、割合は約 7%と市全体の人口に占める割合は年々減少しています。

人口の推移

「旧十和田湖町区域」

区分	昭和35年	昭和 50 年		平成2年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,870	8,701	△20.0%	7,186	△33.9%	5,623	△48.3%	4,263	△60.8%
0歳~14歳	3,863	1,954	△49.4%	1,224	△68.3%	633	△83.6%	369	△90.4%
15歳~64歳	6,501	5,986	△7.9%	4,709	△27.6%	3,288	△49.4%	2,178	△66.5%
うち 15歳~29歳 (a)	2,818	2,077	△26.3%	1,091	△61.3%	706	△74.9%	402	△85.7%
65歳以上 (b)	506	761	50.4%	1,253	147.6%	1,702	236.4%	1,716	239.1%
(a)/総数 若年者比率	25.9%	23.9%	-	15.2%	-	12.6%	-	9.4%	-
(b)/総数 高齢者比率	4.7%	8.7%	-	17.4%	-	30.3%	-	40.3%	-

※65 歳以上は、年齢不詳を含みます。増減率は、昭和 35 年との比較となります。

資料：国勢調査

人口の推移

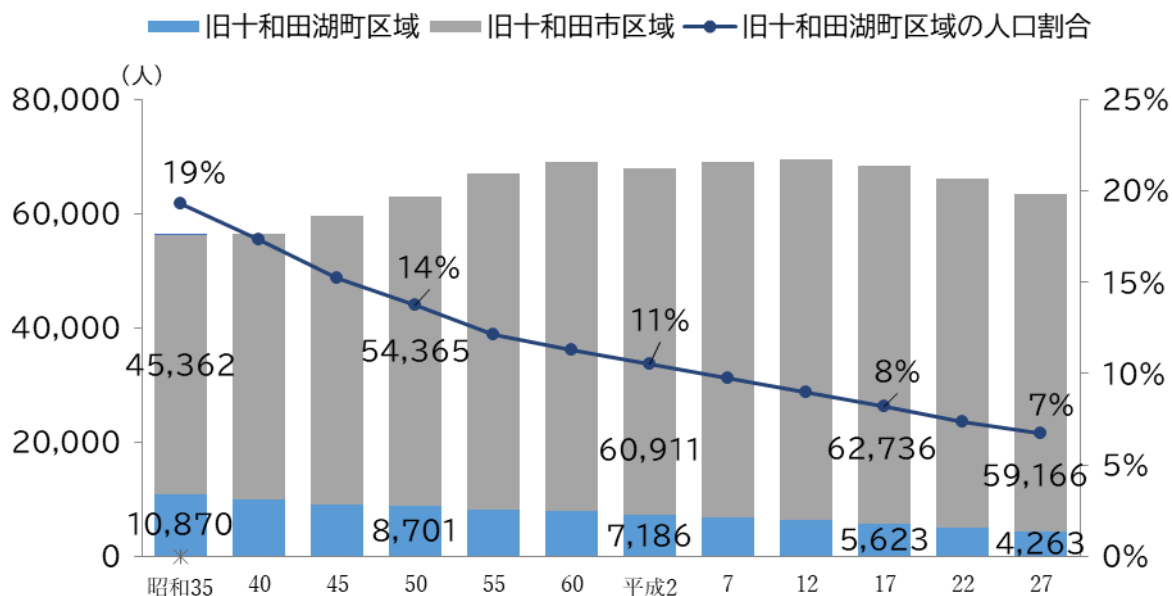
「十和田市全体」

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	56,232人	63,066人	12.2%	68,097人	21.1%	68,359人	21.6%	63,429人	12.8%
0歳~14歳	20,617人	16,205人	△21.4%	13,853人	△32.8%	9,801人	△52.5%	7,325人	△64.5%
15歳~64歳	33,177人	42,880人	29.2%	46,357人	39.7%	43,971人	32.5%	37,028人	11.6%
うち 15歳~29歳 (a)	14,648人	16,467人	12.4%	13,040人	△11.0%	11,291人	△22.9%	8,358人	△42.9%
65歳以上 (b)	2,438人	3,981人	63.3%	7,887人	223.5%	14,587人	498.3%	19,076人	682.4%
(a)/総数 若年者比率	26.0%	26.1%	-	19.1%	-	16.5%	-	13.2%	-
(b)/総数 高齢者比率	4.3%	6.3%	-	11.6%	-	21.3%	-	30.1%	-

※65歳以上は、年齢不詳を含みます。増減率は、昭和35年との比較となります。

資料：国勢調査

人口の推移



資料：国勢調査

② 今後の見通し

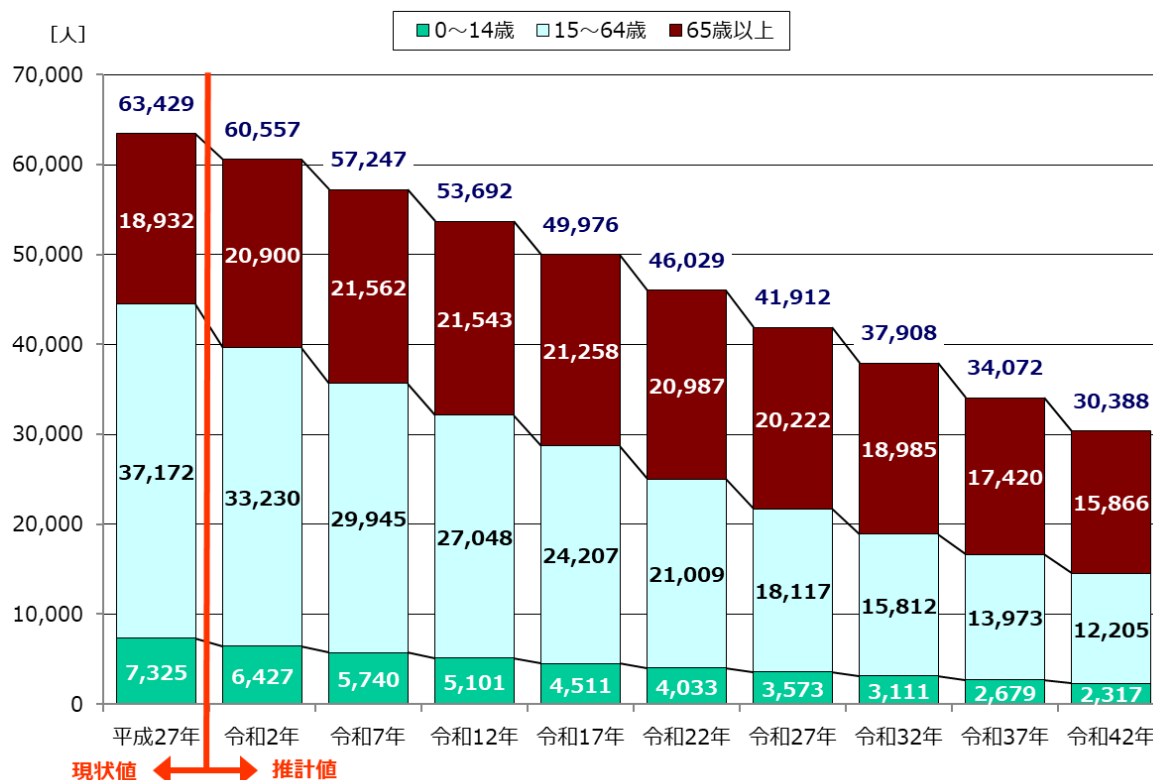
国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計（以下「社人研推計」という。）では、十和田市全体の人口は令和 22（2040）年には 46,029 人、令和 42（2060）年には 30,388 人まで減少するとされています。

また、旧十和田湖町区域の将来人口をコーホート変化率法※により推計すると、令和 22（2040）年には 2,095 人、令和 42（2060）年には 968 人まで減少するものと予測されます。

※コーホート変化率法…過去の実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。社人研推計とは異なる推計方法。

人口の見通し(社人研推計)

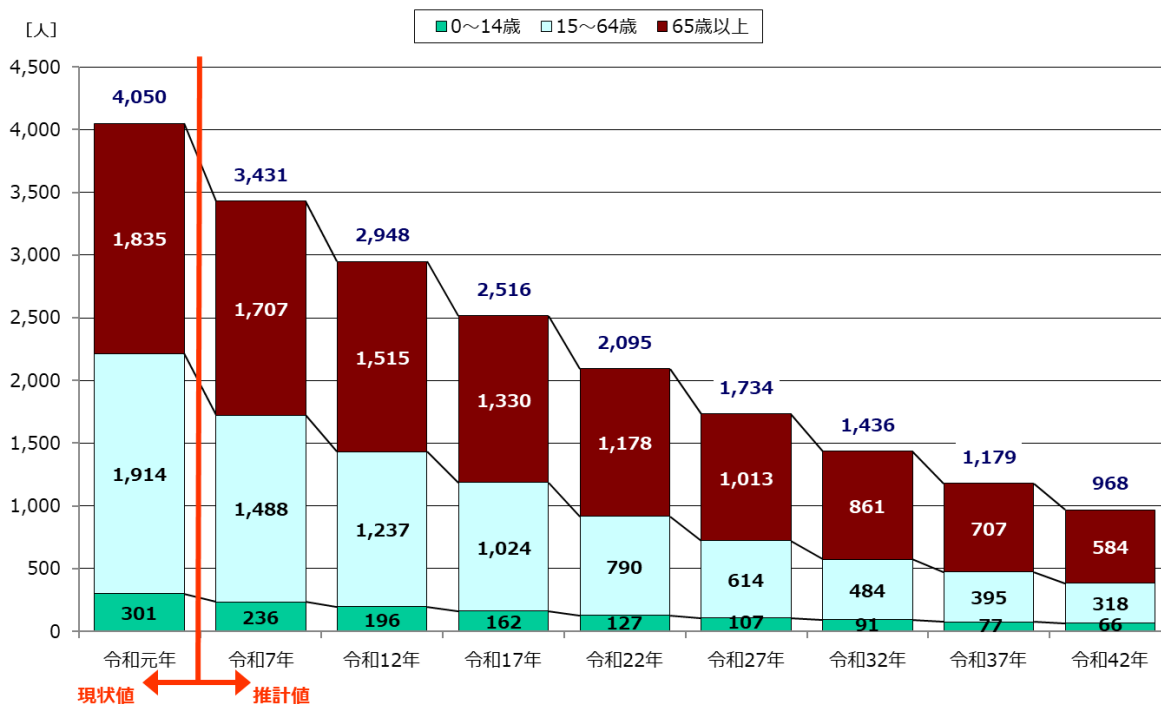
「十和田市全体」



出典：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略

人口の見通し（コーホート変化率法による推計）

「旧十和田湖町区域」



※十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略より算出

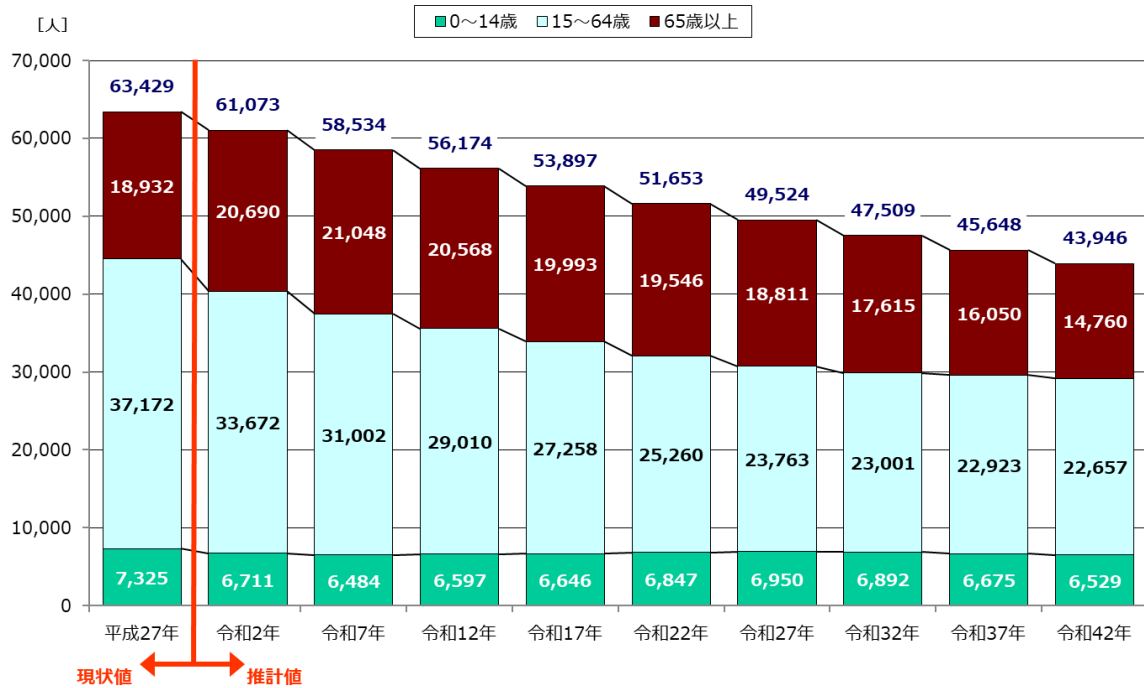
十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年改訂）・第2期総合戦略では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策に取り組むことで、令和22（2040）年を目処に希望出生率2.08^{*}を達成し、また定住促進、UIJターン支援等による移住促進に取り組むことで、令和12（2030）年を目処に、社会減が漸次均衡に向かうと仮定した場合、令和22（2040）年の十和田市全体の将来展望人口は51,653人、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は6,847人、生産年齢人口（15～64歳）は25,260人、老年人口（65歳以上）は19,546人になると予測されます。

また、令和42（2060）年の将来展望人口は43,946人、年齢3区分別にみると、年少人口は6,529人、生産年齢人口は22,657人、老年人口は14,760人になると予測されます。

※希望出生率…市民アンケートの調査結果から算出した市民の希望する出生率

人口の見通し(将来展望)

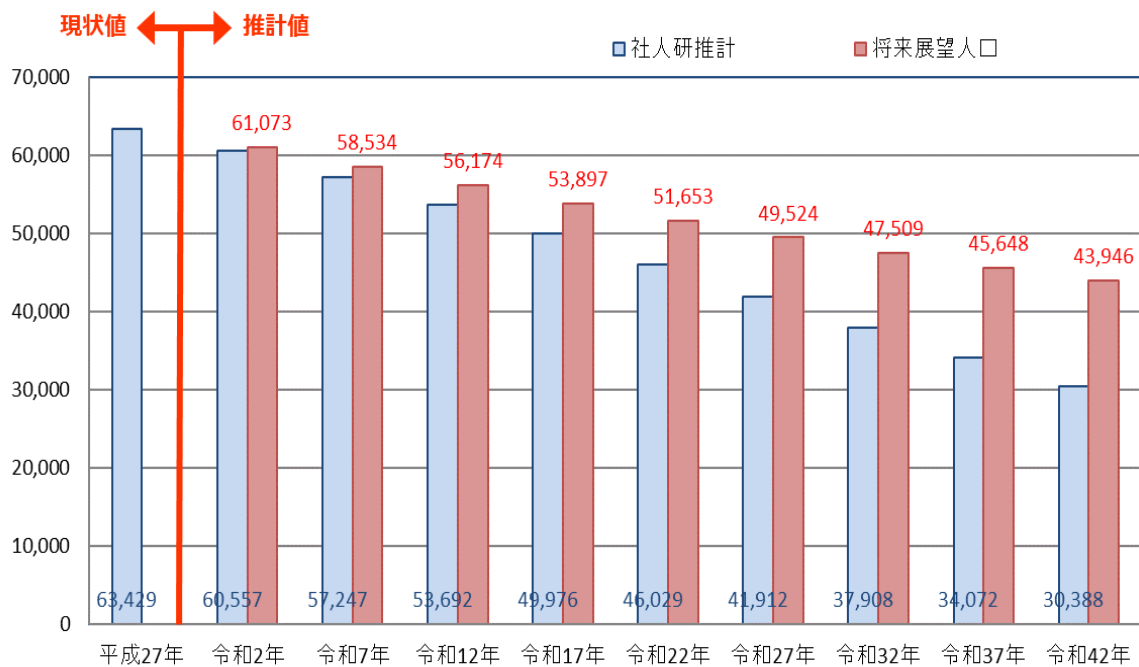
「十和田市全体」



出典:十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略

人口の見通し(社人研推計と将来展望の比較)

「十和田市全体」



出典:十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年改訂)・第2期総合戦略

2) 産業構造の推移

旧十和田湖町区域の平成 27 (2015) 年における産業別就業人口比率は、第 1 次産業 25.3%、第 2 次産業 18.3%、第 3 次産業 56.3%であり、第 3 次産業への就業者が多くなっています。

また、産業別就業人口比率の推移をみると、第 1 次産業は減少傾向でしたが、平成 27 (2015) 年に増加に転じ、第 2 次産業は増加傾向から平成 27 (2015) 年をもって減少に転じています。第 3 次産業については増加傾向にあります。

一方、十和田市全体の平成 27 (2015) 年における産業別就業人口比率は、第 1 次産業 12.1%、第 2 次産業 21.9%、第 3 次産業 66.0%となっています。

産業別就業人口比率の推移をみると、第 1 次産業及び第 2 次産業が減少傾向にあるのに対し、第 3 次産業が増加傾向にあります。

旧十和田湖町区域を含む十和田市全体において第 1 次産業就業人口が減少傾向にあります。主な要因としては、農業従事者の高齢化と後継者不足があげられます。

産業別就業人口の動向

「旧十和田湖町区域」

区分	昭和35年	昭和 50 年		平成2年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,844	5,079	△13.1	4,195	△28.2	3,177	△45.6	2,409	△58.8
第 1 次 産 業 就業人口	3,901 (66.8%)	2,321 (45.7%)	△40.5	1,318 (31.4%)	△66.2	774 (24.4%)	△80.2	610 (25.3%)	△84.4
第 2 次 産 業 就業人口	692 (11.8%)	581 (11.4%)	△16.0	840 (20.0%)	21.4	666 (21.0%)	△3.8	442 (18.3%)	△36.1
第 3 次 産 業 就業人口	1,251 (21.4%)	2,177 (42.9%)	74.0	2,037 (48.6%)	62.8	1,737 (54.7%)	38.8	1,357 (56.3%)	8.5

「十和田市全体」

区分	昭和35年	昭和 50 年		平成2年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	26,978	32,098	19.0	34,966	29.6	34,704	28.6	31,098	15.3
第 1 次 産 業 就業人口	16,307 (60.4%)	11,178 (34.8%)	△31.5	7,317 (20.9%)	△55.1	4,740 (13.7%)	△70.9	3,767 (12.1%)	△76.9
第 2 次 産 業 就業人口	3,167 (11.7%)	5,891 (18.4%)	86.0	8,892 (25.4%)	180.8	8,467 (24.4%)	167.4	6,821 (21.9%)	115.4
第 3 次 産 業 就業人口	7,504 (27.8%)	15,029 (46.8%)	100.3	18,757 (53.6%)	150.0	21,497 (61.9%)	186.5	20,510 (66.0%)	173.3

※第3次産業は、分類不能の産業を含みます。増減率は、昭和 35 年との比較となります。

※()内は就業人口比率となります。四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

資料:国勢調査

(3) 行財政の状況

1) 行政の状況

新十和田市は、旧十和田市と旧十和田湖町の新設合併により、平成 17 (2005) 年 1 月 1 日に誕生し、これまで、最少の経費で最大の効果をあげるため、組織や事務事業の見直し、民間委託の推進等、様々な行政改革の取組を行ってきたところです。

十和田市の行政機構は、市長部局、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の各事務局で構成されています。また、公営企業として、水道事業、下水道事業、病院事業を設置しています。

現在は、平成 22 (2010) 年度から取り組んでいる「事務事業評価」を実施するとともに、令和 2 (2020) 年 3 月策定の「第 4 次十和田市行政改革大綱」に取り組み、これまで以上に効率的な行政運営に努めていくこととしています。

広域行政に関しては、十和田地域広域事務組合（消防、学校給食、清掃、火葬、し尿処理）、上北地方教育・福祉事務組合に加入し、他の構成市町村と連携しながら業務の効率化を図っています。

2) 財政の状況

十和田市全体における令和元 (2019) 年度一般会計決算の状況は、歳入総額 35,280,150 千円、歳出総額 33,756,016 千円であり、平成 22 (2010) 年度と比較すると、歳入では 15.6%増、歳出では 14.8%増、平成 27 (2015) 年度と比較すると、歳入では 16.0%増、歳出では 16.3%増となっています。

平成 22 (2010) 年度と比較すると、歳入では一般財源が 0.3%増、国庫支出金が 43.2%増、県支出金が 17.1%増、地方債が 133.9%増とそれぞれ増加しています。歳出では、義務的経費が 1.8%増、投資的経費が 157.0%増となっています。

平成 27 (2015) 年度と比較すると、歳入では一般財源が 1.4%減、県支出金が 4.9%減であるのに対し、国庫支出金は 26.1%増、地方債は 265.0%増となっています。歳出では、義務的経費が 2.7%減、投資的経費が 272.2%増となっています。

今後、歳入においては少子高齢化や人口減少社会の進行による個人住民税の伸び悩みや、国税の減収に伴う地方交付税の減少が見込まれます。

一方、歳出においては公共施設等総合管理計画等に基づく大規模建設事業や老朽化が進んでいる公共施設の解体、建替、維持補修等の実施、幼児教育・保育の無償化や高齢化による社会保障関連経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな対応などに要する経費も想定されることから、今後も財政を取り巻く環境は厳しい状況で推移することが見込まれます。

このことから、これまで以上に事業の選択と集中、成果や評価に基づく重点化など、必要性・有益性を踏まえた事業を展開し、健全な財政運営を進める必要があります。

市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	30,527,952	30,410,659	35,280,150
一般財源	18,592,467	18,912,995	18,639,585
国庫支出金	3,882,879	4,407,841	5,560,311
県支出金	2,719,916	3,348,896	3,184,506
地方債	2,205,700	1,413,400	5,158,600
うち過疎対策事業債	43,900	70,000	147,700
その他	3,126,990	2,327,527	2,737,148
歳出総額 B	29,407,912	29,012,669	33,756,016
義務的経費	13,581,494	14,214,162	13,832,315
投資的経費	2,445,957	1,688,973	6,287,070
うち普通建設事業	2,445,957	1,681,784	6,260,179
その他	13,321,916	13,015,729	13,412,118
過疎対策事業費	58,545	93,805	224,513
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,120,040	1,397,990	1,524,134
翌年度へ繰越すべき財源 D	131,197	108,264	175,682
実質収支 C-D	988,843	1,289,726	1,348,452
財政力指数	0.41	0.40	0.43
公債費負担比率	15.7 %	16.0 %	13.1 %
実質公債費比率	15.4 %	12.0 %	8.7 %
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.2 %	91.3 %	89.4 %
将来負担比率	121.3 %	21.5 %	—
地方債現在高	35,346,670	29,943,396	31,153,857

資料:地方財政状況調等

3) 主要公共施設等の整備状況

旧十和田湖町区域においては、地域住民によるコミュニティ活動や生涯学習の場となる西コミュニティセンターや、社会教育施設として郷土館、十和田湖民俗資料館が設置されています。体育施設は、十和田湖総合運動公園、アネックススポーツランド、八甲田パノラマパークゴルフ場を整備しています。

主要公共施設等の整備状況

「旧十和田湖町区域」

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道 改良率 (%)	7.8	10.1	19.1	34.5	36.4
〃 舗装率 (%)	66.6	63.5	62.0	62.2	68.2
農道 延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地1ha 当たり農道延長 (m)	45.0	45.7	62.9	—	—
林道 延長 (m)	—	—	—	78,126	78,126
林野1ha 当たり林道延長 (m)	20.1	7.3	8.0	—	—
水道普及率 (%)	84.1	97.3	90.0	93.8	94.5
水洗化率 (%)	44.1	35.5	53.0	79.8	84.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	4.9	1.9	2.3	3.8	0.0

「十和田市全体」

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道 改良率 (%)	28.4	22.9	45.0	57.1	59.7
〃 舗装率 (%)	33.8	50.5	69.0	73.6	77.1
農道 延長 (m)	—	—	—	95,062	95,062
耕地1ha 当たり農道延長 (m)	72.1	69.1	74.2	—	—
林道 延長 (m)	—	—	—	124,851	124,851
林野1ha 当たり林道延長 (m)	14.0	7.7	8.3	—	—
水道普及率 (%)	93.1	93.4	96.6	98.5	99.1
水洗化率 (%)	10.8	32.5	61.0	76.5	87.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	21.2	25.9	22.6	18.9	17.6

資料：公共施設状況調査等

(注)

- 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」、平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領によります。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定しています。

改良率＝改良済延長／実延長

舗装率＝舗装済延長／実延長

3 上記区分のうち、平成 22 年度以降の「水道普及率」については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用しています。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定しています。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在です。また、A から H までについては公共施設状況調査の記載要領に、I については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領によります。

水洗化率＝（A+B+C+D+E+F+G+H+I）／J

A：公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：コミュニティ・プラント処理人口

H：合併処理浄化槽処理人口

I：単独処理浄化槽処理人口（※）

J：住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値

5 区分に該当する数値がない箇所については、「－」と表示しています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

1) 過疎対策の成果と課題

旧十和田湖町区域は、昭和 55 (1980) 年 4 月 1 日に過疎地域の指定を受けて以降、過疎計画の下で、住民福祉の向上や地域格差是正など、過疎対策の取組を進めながら、特色あるまちづくりを推進してきました。これまでの総合的かつ重点的な過疎対策事業の展開によって、生活環境の改善、地域の活性化に一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、非過疎地域となるという最終的な解決には至ってはいません。

今後、非過疎地域となるためには、住民生活の利便性を向上させることにより定住人口の拡大を図っていくことが重要となります。そのためには、定住環境の整備をはじめ、農業及び商業と観光を結びつけた産業の振興、観光拠点の保全・整備などが課題となっています。

2) 将来都市像

旧十和田湖町区域は、地理的・自然的条件等を背景に、交通・生活基盤整備の立ち遅れや、基幹産業の低迷、就労機会の減少などから、現状においてもなお、過疎化が続いています。

こうした中、平成 17 (2005) 年に旧十和田市と旧十和田湖町が合併して誕生した現在の十和田市は、平成 19 (2007) 年 4 月に、平成 19 (2007) 年度から平成 28 (2016) 年度までを計画期間とする第 1 次十和田市総合計画を策定し、「感動・創造都市～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりに積極的に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴い財政上の制約がさらに強まることが大いに懸念されることから、従来のように行政が様々な地域課題を一手に引き受け、単独で解決するのは、もはや困難な状況を迎えようとしています。

このような厳しい時代潮流の中、本市ならではの地域特性を十分に踏まえつつ、将来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第 2 次十和田市総合計画を策定しました。

第 2 次十和田市総合計画では、先人たちから大切に受け継いできた多彩な地域資源や、このまちに暮らす市民の知恵と力を最大限に活かし、様々な分野においてまちづくりを推進することで、より多くの人々から「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」まちとして強く支持されるよう、本市の将来都市像を次のとおり掲げ、次世代を担う子どもたちにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちあふれた理想の故郷を創造していくこととしています。

【将来都市像】

～わたしたちが創る～
希望と活力あふれる 十和田

3) 将来都市像実現のための基本目標(政策)

将来都市像の実現に向け、旧十和田湖町区域においては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定された青森県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、当該地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が図られるよう、以下の基本目標(政策)に基づき施策を推進します。

【目標1】 市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち(産業振興)

市内外からより多くの人々や消費を引き込み、自立性の向上を支える活発な経済活動が展開されるよう、豊かな自然の恵みと現代アートの魅力が融合した本市ならではの多彩な地域資源のブランド力を最大限に引き出すとともに、地域経済を支えている多様な主体との連携の中から新たな産業の創出を図ることにより、雇用の創出と足腰の強い産業経済基盤づくりを推進します。

【目標2】 地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち(子育て・教育)

次世代を担う子どもたちが、健やかに生まれ、恵まれた環境のなかで元気に育つことができるよう、地域社会全体で子育て・子育てを温かく見守り、支える環境づくりを推進するとともに、学校教育をはじめとする教育環境の充実を図ります。

さらに、これまでの少子化の流れに歯止めをかけるため、結婚や出産の希望をかなえる取組として、結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制を構築します。

【目標3】 すべての市民が健やかに暮らせるまち(健康・福祉)

すべての市民が住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域社会の実現を目指して、保健・医療・福祉機関との連携のもと、地域で支え合う仕組みづくりに取り組むとともに、いつまでも心身ともに健康で生き生きと自立した毎日を送ることができるよう、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりのライフステージに応じた総合的な健康づくりを推進します。

また、高齢者の地域生活を支える体制や高齢者の豊富な経験・知識などを活かした活躍の場づくり、さらには障がい者の自立と社会参加の支援を推進します。

【目標4】 だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち(生涯学習・文化・スポーツ)

だれもが気軽に、楽しく学び、心豊かに充実した毎日を送ることができるよう、学習機会の確保や情報の提供などを通じた自主的・自発的な学習活動の支援を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、体力の向上にも結び付くよう、「市民ひとり1スポーツ」の普及定着を図ります。

また、本市に対する強い誇りと深い愛情の醸成や地域社会の活力の向上に結び付くよう、文化芸術活動への支援や先人たちから大切に受け継いできた貴重な文化財の保護・活用を推進します。

【目標5】 地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち(安全・安心)

いつどこで遭遇するか分からない自然災害や犯罪の危険から市民の尊い生命と貴重な財産を守り、より安全で安心な市民生活を確保できるよう、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う地域主体の防災・防犯体制づくりの普及定着を図るとともに、ハード・ソフトの両面から、災害・犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが地域コミュニティの大切さについて理解を深め、活動に参加できるよう、コミュニティ活動の重要性に対する意識啓発を図るとともに、地域コミュニティの維持・再生に向けた地域主体の取組を支援します。

【目標6】 ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち(環境)

日常生活や経済活動における環境への負荷を軽減するとともに、ゆとりと潤いを実感できるまちの実現に向け、地域経済社会を構成する多様な主体が、それぞれの責任と役割に応じながら、良好な自然環境の保全・再生やエネルギー消費量の削減、ごみの適正処理などに取り組むことにより、市全体として環境にやさしいライフスタイルの普及定着を図ります。

【目標7】 快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち(都市基盤)

市内外からより多くの人々が集い、暮らし、活動する場の創出や、居住・商業・行政・教育・医療などの多様な都市機能の充実に努め、コンパクトで利便性と快適性を兼ね備えた中心市街地の形成を図ります。

また、将来的な人口減少・人口構造の変化や市全体から見た重要度・緊急度などを十分に踏まえながら、快適な暮らしや活発な経済活動に必要な不可欠な道路・上下水道・情報通信をはじめとする生活基盤施設及び既存集落の生活環境の整備を計画的に推進します。

【目標8】 地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち(自治体経営)

「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の基本的考え方のもとに、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの責任と役割をしっかりと自覚し、自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、相互の密接な連携と協力に根ざした協働のまちづくりを推進します。

また、市全体から見た費用対効果を十分に勘案しながら、選択と集中を徹底し、限りある行政経営資源を最適に活用するとともに、行財政改革を推進し、強固な経営基盤の確立を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針となる本市の最上位の行政計画である「第2次十和田市総合計画」のうち、人口減少対策に係る施策について、数値目標や方向性等を記載した「実施計画（アクションプラン）」として位置付けられる十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年改訂）・第2期総合戦略の目標を本計画の基本目標として設定します。

基本目標	基準値	目標値
全体人口	63,429人 【平成27(2015)年】	58,534人 【令和7(2025)年】
合計特殊出生率	1.45 【平成30(2018)年】	1.66 【令和7(2025)年】
社会増減数	△125人／年 【平成30(2018)年】	△60人／年 【令和7(2025)年】

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

施策や事業の実効性を確保するため、全庁的に実施している内部評価や有識者等で構成される外部評価委員会による外部評価において、毎年度、計画の達成状況等々を評価するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図ります。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「十和田市公共施設等総合管理計画」は、中長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の規模の適正化や有効利用、財政負担の軽減及び更新・改修・解体等事業費の平準化を図り、安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくとともに、効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、平成29(2017)年3月に策定しています。

同計画は、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図るため、次の基本方針に基づき最適な公共施設等の管理を目指しています。

施設総量の適正化、適正配置

施設総量の縮減を基本とし、施設の複合化、多目的化、定住自立圏内の相互利用も含めた適正配置を進めます。

安全性の確保

適時の点検・診断等により、危険性が認められる施設への対応を迅速に行い、安全性を確保します。また、点検マニュアルを作成し、職員による自主点検を行います。

施設の長寿命化

予防保全の考えに立った維持管理により施設の長寿命化を図り、更新等費用の低減化を目指します。

効果的・効率的な管理運営

民間のノウハウや資金の活用により、効果的・効率的なサービス提供や財政負担の軽減を図ります。

現有資産の有効利用

施設統合等に伴う建替え用地については、新たに取得せず現有の市有地を利用し、経費の削減及び資産の有効利用を図ります。

本計画に記載された公共施設等の整備は「十和田市公共施設等総合管理計画」及び同計画に基づく、すべての個別計画に適合しており、この考え方を踏まえた持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。